

第5章 雑則

第40条関係

(雑則－1) 容器包装に入っていない生食用牛肉の表示について教えてください。

(答)

別添生食用牛肉を参照してください。

## 第41条関係

(雑則－2) 整理・保存に努めなければならない表示の根拠となる書類とは、どのようなものですか。

(答)

1 製造業者等が食品に表示を付すに当たり、当該表示の根拠となるデータを記した書類のことであり、電子媒体を含みます。

このような書類としては、例えば、

- ① 仕入れた食品の名称、原材料名、原産地等が表示された送り状、納品書、規格書、通関証明書（輸入品の場合）等
- ② 小分け・製造した食品についての製造仕様書、製造指示書、原材料使用記録、製造記録等
- ③ 販売した食品の名称、原材料名、原産地等が表示された送り状、納品書、規格書等
- ④ 期限表示に係る期限設定の根拠書類
- ⑤ 特色のある原材料等の表示に係る根拠書類
- ⑥ アレルゲンに係る根拠資料
- ⑦ 栄養表示に係る根拠資料

があります。

2 なお、中間加工品の原材料等の情報がその容器包装のみに表示されている場合もありますが、使用済みの容器包装を保存することは実態上困難であることから、このような場合には、いつでも仕入元に対し、使用した中間加工品の情報を確認できるように、仕入元の連絡先が記載された送り状、納品書等又は規格書等の整理・保存に努める必要があります。

(雑則－3) 表示の根拠となる書類は、どの程度の期間保存する必要があるのですか。

(答)

少なくとも、食品が製造されてから消費されるまでの間、表示に関する書類を保存する必要があると考えます。それぞれの事業者等が取り扱う食品の流通、消費の実態等に応じ、自らの表示に対する立証責任を果たせるよう、合理的な保存期間（例えば、賞味期限が3年の食品であれば、少なくとも3年）を設定していただくことが望ましいと考えています。

なお、原料原産地表示のうち、「又は表示」、「大括り表示」等を使用できる条件として求められる根拠資料等の保管期間については、（別添 新たな原料原産地表示制度（原原－39））を参照してください。

## その他

(雑則－４) 食品表示基準に違反した場合、どのような措置がとられるのですか。

(答)

- 1 食品表示基準に違反した事業者は、食品表示法の規定に基づき、
  - ① 表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示・公表
  - ② その指示に従わない場合は、指示に係る措置をとるべきことの命令・公表
  - ③ その命令に違反した者は1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に、法人は前述の行為者を罰するほか、1億円以下の罰金に処せられることとなります。
  
- 2 食品の回収命令、業務停止命令等に違反した者は3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科され、法人は前述の行為者を罰するほか、3億円以下の罰金に処せられることとなります。
  
- 3 食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす表示事項について食品表示基準に従った表示がされていない食品の販売をした者は、命令・公表を待たずに、2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科され、法人は、前述の行為者を罰するほか、1億円以下の罰金に処せられることとなります。
  
- 4 食品表示基準において表示すべきこととされている原産地と原料原産地について虚偽の表示がされた食品の販売をした者は、命令・公表を待たずに、個人に対しては2年以下の懲役又は200万円以下の罰金に、法人は、前述の行為者を罰するほか、1億円以下の罰金に処せられることとなります。

(雑則－５) 表示に関して、食品表示法以外の法令や公正競争規約との関連はどうなるのですか。

(答)

- 1 食品表示法以外の法令で表示が義務付けられている事項については、それぞれの法令に従って表示することが必要です。なお、これらの事項は、一括表示部分に表示することができます。
  
- 2 公正競争規約は、景品表示法に基づいて、消費者庁及び公正取引委員会が認定したものであり、これは品目ごとの公正取引協議会の会員が表示の義務を負うものです。
  
- 3 表示に際しては、食品表示法のみならず、他の法令や公正競争規約の規定も御確認ください。

(雑則－6) 他の法令との関係で、次のことは可能ですか。

- ① 一方の基準に基づく表示をし、他の基準に基づく表示を省略すること。
- ② 同一事項について異なる表示方法を用いること。

(答)

①、②について、食品表示基準に基づく表示内容が他法令で規定されている表示内容を満たしていれば、特に問題はありませんが、他法令に基づく表示内容が満たされていない場合は、食品表示基準と併せて満たすように表示してください。単に一方のみの基準に基づき表示し、他を省略してよいということではありません。

(雑則－7) 添加物を小分けする製造所が加工所となるが、新規に規格基準のある添加物を小分けして「加工する」場合、食品衛生法上の「添加物製造業」の許可は不要ですか。

(答)

規格基準のある添加物を小分けして「加工する」場合も、これまでと同様に食品衛生法上の「添加物製造業」の許可が必要です。